

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 8 月 19 日

【発行者の名称】

株式会社大伸社
(Daishinsha Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 CEO 上平 泰輔

【本店の所在の場所】

大阪府大阪市東成区深江北一丁目 15 番 32 号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記
の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】

大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号

【電話番号】

(06)6976-5550(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 富田 大輔

【担当J-Adviserの名称】

フィリップ証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 永堀 真

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社大伸社

<https://www.daishinsha.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3【事業の状況】4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適

格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期中間期	第63期中間期	第64期中間期	第62期	第63期
会計期間	自 2022年11月21日 至 2023年 5 月20日	自 2023年11月21日 至 2024年 5 月20日	自 2024年11月21日 至 2025年 5 月20日	自2022年11月21日 至2023年11月20日	自2023年11月21日 至2024年11月20日
売上高 (千円)	3,349,798	3,307,024	3,356,041	6,510,498	6,459,004
経常利益 (千円)	179,125	114,030	169,085	215,939	205,673
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	102,133	86,754	91,774	153,187	134,643
中間包括利益又は包括利益 (千円)	161,373	147,312	97,198	255,793	282,447
純資産額 (千円)	3,004,175	3,219,144	3,414,706	3,098,594	3,354,280
総資産額 (千円)	6,700,131	6,650,042	6,760,711	6,660,476	6,793,974
1株当たり純資産額 (円)	1,225.78	1,309.79	1,389.29	1,264.31	1,364.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	15.0 (—)	15.0 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	41.67	35.40	37.45	62.50	54.94
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.8	48.3	50.4	46.5	49.2
自己資本利益率 (%)	3.5	2.8	2.7	5.1	4.2
株価収益率 (倍)	—	28.3	26.7	16.0	18.2
配当性向 (%)	—	—	—	24.0	27.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	299,658	418,642	123,529	258,340	164,446
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△277,244	7,019	△95,398	△511,292	△102,337
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△63,018	△61,216	△68,007	△97,414	△95,728
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	1,138,714	1,201,329	753,848	830,961	803,413
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	255 (48)	256 (52)	257 (56)	270 (52)	262 (52)

(注) 1. 第62期中間期、第63期中間期及び第64期中間期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第62期中間期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年5月20日現在

セグメント名称	従業員数(名)
Marketing Produce 事業	163(33)
Printing 事業	39(13)
Design Research 事業	41(4)
BPO 事業	14(6)
合計	257(56)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 連結子会社の従業員は、すべて当社からの出向者で構成されています。

(2) 発行者の状況

2025年5月20日現在

従業員数(名)	257(56)
---------	---------

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. セグメント別の従業員数は、(1)連結会社の状況に記載のとおりであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間(2024年11月21日から2025年5月20日まで)におけるわが国経済は、企業収益のゆるやかな回復に伴う個人所得や雇用環境の改善、インバウンド需要の高まりにより、景気はゆるやかな回復基調にありました。一方で、円安による原材料価格やエネルギー価格の高騰、国内の物価上昇が見られました。これに加えてアメリカにおける政策動向への懸念、中国経済の減速、ウクライナ及び中東情勢などの地政学リスクの長期化により、依然として先行き不透明感が拭えない状況が続いております。このような経営環境の中、当社グループは以下の4つの事業セグメントについて企業活動を行ってまいりました。

1. Marketing Produce事業(マーケティングプロデュース)
2. Printing事業(プリンティング)
3. Design Research事業(デザインリサーチ)
4. BPO事業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(Marketing Produce事業)

Marketing Produce事業(マーケティングプロデュース)においては、国内外企業のデジタルマーケティングやSDGsの戦略策定から運用、ブランディング・プロモーション戦略支援など当社グループの得意とする分野の受注が堅調に推移した中、外注比率の高い案件が減少した結果、売上高は2,428,298千円(前期比2.7%減)となり、セグメント利益は143,842千円(前期比203.9%増)となりました。

(Printing事業)

Printing事業(プリンティング)においては、ハイブランド商業印刷物分野の売上が堅調に推移しましたが、用紙をはじめとする印刷関連の資材費や外注加工費が増加した結果、売上高は497,890千円(前期比7.9%増)となり、セグメント利益は597千円(前期比96.6%減)となりました。

(Design Research事業)

Design Research事業(デザインリサーチ)においては、製薬企業の患者理解を起点としたブランド戦略立案支援の案件増加や海外進出のための大規模な海外ユーザー理解調査の受注がありましたが、一方で外注比率の高い案件が増加した結果、売上高は399,637千円(前期比24.9%増)となり、セグメント利益は8,224千円(前期比50.0%減)となりました。

(BPO事業)

BPO事業(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)においては、既存顧客の一部契約終了の結果、売上高は7,608千円(前期比9.7%減)となり、セグメント利益は2,122千円(前期比25.6%減)となりました。

以上の結果、当社グループの当中間連結会計期間の売上高は3,356,041千円(前期比1.5%増)、営業利益は176,740千円(前期比101.6%増)、経常利益は169,085千円(前期比48.3%増)、親会社株主に帰属する中間純利益は91,774千円(前期比5.8%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ49,565千円減少し、753,848千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、123,529千円の収入(前中間連結会計期間は418,642千円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益168,188千円、減価償却費45,128千円、棚卸資産の減少額39,122千円、その他に含まれる未払費用の増加額60,407千円等の資金の増加があった一方、仕入債務の減少額197,106千円等の資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、95,398千円の支出(前中間連結会計期間は7,019千円の収入)となりました。これは主に、保険積立金の積立による支出84,601千円等の資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、68,007千円の支出(前中間連結会計期間は61,216千円の支出)となりました。これは主に、長期借入れによる収入100,000千円の資金の増加があった一方、短期借入金の純減少額90,000千円、長期借入金の返済による支出32,920千円、配当金の支払額36,762千円等の資金の減少があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年11月21日 至 2025年 5 月20日)	
	金額(千円)	前年同期比 (%)
Marketing Produce事業	2,493,943	95.4
Printing事業	524,998	117.1
Design Research事業	342,714	142.2
合計	3,361,655	101.8

(注)1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

2.BPO 事業は受注活動を行っていないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年11月21日 至 2025年 5 月20日)	
	金額(千円)	前年同期比 (%)
Marketing Produce事業	2,428,298	97.3
Printing事業	497,890	107.9
Design Research事業	399,637	124.9
BPO事業	7,608	90.3
その他	22,605	100.5
合計	3,356,041	101.5

(注)1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が 100 分の 10 以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年2月19日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年10月28日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するも

のとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株

式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ33,263千円減少し、6,760,711千円となりました。これは主に、電子記録債権が128,149千円、保険積立金が79,205千円、投資その他の資産のその他に含まれる繰延税金資産が31,484千円増加した一方、現金及び預金が54,360千円、受取手形、売掛金及び契約資産が134,463千円、仕掛品が37,783千円、有形固定資産が16,501千円、のれんが16,913千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ93,689千円減少し、3,346,004千円となりました。これは主に、未払費用が60,407千円、未払法人税等が63,997千円、長期借入金が47,088千円増加した一方、支払手形及び買掛金が128,651千円、電子記録債務が68,703千円、短期借入金が90,000千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ60,426千円増加し、3,414,706千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益を計上したことに伴い利益剰余金が91,774千円増加した一方、剰余金の配当に伴い利益剰余金が36,762千円減少したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年5月20日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月19日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,560,000	7,920,000	2,640,000	2,640,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定の無い、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,560,000	7,920,000	2,640,000	2,640,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年11月21日～ 2025年5月20日	—	2,640,000	—	100,000	—	28,384

(6)【大株主の状況】

2025年5月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社ビジネスレター	奈良県生駒市東生駒1丁目43	595,220	24.29
大伸社従業員持株会	大阪府大阪市東成区深江北一丁目15番32号	372,011	15.18
上平 泰輔	東京都杉並区	184,490	7.53
上平 豊久	奈良県生駒市	184,490	7.53
渡部 祐佳	東京都世田谷区	129,927	5.30
石津 麻起子	大阪府大阪市中央区	129,927	5.30
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	103,500	4.22
上平 祥世	東京都杉並区	51,882	2.12
上平 彩加	東京都杉並区	51,882	2.12
上平 梨加	奈良県生駒市	51,882	2.12
上平 剛士	奈良県生駒市	51,882	2.12
福崎 紗甫里	東京都港区	51,882	2.12
計	—	1,958,975	79.93

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式が189,180株あります。株式総数に対する所有株式数の割合は、当該自己株式を除く株式総数に対する割合であります。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年5月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 189,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,700	24,497	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,200	—	—
発行済株式総数	2,640,000	—	—
総株主の議決権	—	24,497	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 80 株が含まれております。

②【自己株式等】

2025 年 5 月 20 日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社大伸社	大阪府大阪市東成 区深江北 一丁目 15 番 32 号	189,100	—	189,100	7.2
計	—	189,100	—	189,100	7.2

2【株価の推移】

【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2024 年 12 月	2025 年 1 月	2025 年 2 月	2025 年 3 月	2025 年 4 月	2025 年 5 月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2024 年 12 月から 2025 年 5 月までにおいては、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日後、本発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年11月21日から2025年5月20日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年11月20日)	当中間連結会計期間 (2025年 5 月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	990,470	936,109
受取手形、売掛金及び契約資産	1,604,370	1,469,906
電子記録債権	90,013	218,163
商品及び製品	5,616	4,278
仕掛品	216,754	178,970
原材料及び貯蔵品	179	177
その他	113,382	117,829
貸倒引当金	△691	△686
流動資産合計	3,020,094	2,924,750
固定資産		
有形固定資産	430,855	414,353
無形固定資産		
のれん	90,203	73,290
その他	55,352	43,618
無形固定資産合計	145,555	116,908
投資その他の資産		
投資有価証券	1,091,961	1,098,618
保険積立金	727,410	806,616
投資不動産(純額)	747,633	740,800
その他	636,091	664,142
貸倒引当金	△5,628	△ 5,479
投資その他の資産合計	3,197,468	3,304,698
固定資産合計	3,773,879	3,835,961
資産合計	6,793,974	6,760,711

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年11月20日)	当中間連結会計期間 (2025年5月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	380,409	251,758
電子記録債務	224,489	155,786
短期借入金	550,000	460,000
1年内返済予定の長期借入金	52,512	72,504
リース債務	16,690	16,810
未払費用	320,151	380,559
未払法人税等	42,222	106,220
その他	250,739	250,441
流動負債合計	1,837,215	1,694,080
固定負債		
長期借入金	245,076	292,164
リース債務	78,130	69,695
役員退職慰労引当金	203,770	219,673
退職給付に係る負債	918,668	908,357
その他	156,833	162,034
固定負債合計	1,602,478	1,651,924
負債合計	3,439,694	3,346,004
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	83,716	83,716
利益剰余金	3,016,248	3,071,261
自己株式	△90,951	△90,951
株主資本合計	3,109,013	3,164,026
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	254,502	256,066
退職給付に係る調整累計額	△18,866	△15,185
その他の包括利益累計額合計	235,635	240,880
非支配株主持分	9,630	9,799
純資産合計	3,354,280	3,414,706
負債純資産合計	6,793,974	6,760,711

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月21日 至 2024年 5 月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月21日 至 2025年 5 月20日)
売上高	3,307,024	3,356,041
売上原価	2,330,077	2,291,522
売上総利益	976,947	1,064,518
販売費及び一般管理費	※ 889,260	※ 887,778
営業利益	87,686	176,740
営業外収益		
受取利息	5,646	2,110
受取配当金	11,080	10,711
保険解約益	4,425	—
為替差益	9,188	—
その他	742	134
営業外収益合計	31,084	12,956
営業外費用		
支払利息	4,468	6,368
為替差損	—	14,241
その他	272	1
営業外費用合計	4,740	20,611
経常利益	114,030	169,085
特別利益		
投資有価証券売却益	13,189	—
特別利益合計	13,189	—
特別損失		
投資有価証券評価損	5,942	896
特別損失合計	5,942	896
税金等調整前中間純利益	121,277	168,188
法人税、住民税及び事業税	59,936	105,733
法人税等調整額	△25,412	△29,498
法人税等合計	34,523	76,235
中間純利益	86,754	91,953
非支配株主に帰属する中間純利益	—	178
親会社株主に帰属する中間純利益	86,754	91,774

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月21日 至 2024年 5 月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月21日 至 2025年 5 月20日)
中間純利益	86,754	91,953
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	51,574	1,564
退職給付に係る調整額	8,983	3,681
その他の包括利益合計	60,557	5,245
中間包括利益	147,312	97,198
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	147,312	97,019
非支配株主に係る中間包括利益	—	178

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月21日 至 2024年 5 月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月21日 至 2025年 5 月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	121,277	168,188
減価償却費	45,044	45,128
投資有価証券売却損益(△は益)	△13,189	—
投資有価証券評価損	5,942	896
のれん償却額	16,913	16,913
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△122	△4
退職給付に係る資産及び負債の増減額	6,484	△9,478
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	14,456	15,902
受取利息及び受取配当金	△16,726	△12,821
支払利息	4,468	6,368
売上債権の増減額(△は増加)	273,439	5,657
棚卸資産の増減額(△は増加)	66,108	39,122
仕入債務の増減額(△は減少)	△105,230	△197,106
その他	14,476	76,852
小計	433,340	155,620
利息及び配当金の受取額	16,608	12,843
利息の支払額	△4,245	△6,260
法人税等の支払額	△27,061	△38,674
営業活動によるキャッシュ・フロー	418,642	123,529
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	64,980	5,000
有形固定資産の取得による支出	△16,965	△10,750
無形固定資産の取得による支出	△19,504	—
投資有価証券の取得による支出	△3,100	△3,125
投資有価証券の売却及び償還による収入	30,169	—
保険積立金の積立による支出	△89,083	△84,601
保険積立金の解約による収入	41,556	—
その他	△1,032	△1,921
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,019	△95,398

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年11月21日 至 2024年 5 月20日)	当中間連結会計期間 (自 2024年11月21日 至 2025年 5 月20日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	△90,000
長期借入れによる収入	—	100,000
長期借入金の返済による支出	△26,256	△32,920
リース債務の返済による支出	△8,198	△8,315
配当金の支払額	△36,762	△36,762
非支配株主への配当金の支払額	—	△10
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 売却による収入	10,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△61,216	△68,007
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,921	△9,688
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	370,368	△49,565
現金及び現金同等物の期首残高	830,961	803,413
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,201,329	※ 753,848

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年11月21日に開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 11 月 21 日 至 2025 年 5 月 20 日)
給料手当	222,441千円	212,322千円
退職給付費用	17,410	13,269
役員退職慰労引当金繰入額	14,456	15,902
貸倒引当金繰入額	△122	△5

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 11 月 21 日 至 2025 年 5 月 20 日)
現金及び預金勘定	1,310,924千円	936,109千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△109,594	△182,261
現金及び現金同等物	1,201,329	753,848

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024 年 2 月 16 日 定時株主総会	普通株式	36,762	15.0	2023 年 11 月 20 日	2024 年 2 月 19 日	利益剰余金

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024 年 11 月 21 日 至 2025 年 5 月 20 日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025 年 2 月 17 日 定時株主総会	普通株式	36,762	15.0	2024 年 11 月 20 日	2025 年 2 月 18 日	利益剰余金

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間(自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	Marketing Produce	Printing	Design Research	BPO	計				
売上高									
一時点で移転される財 又はサービス	—	461,223	—	—	461,223	—	461,223	—	461,223
一定期間にわたり移転 される財又はサービス	2,494,853	—	320,033	8,423	2,823,311	22,490	2,845,801	—	2,845,801
顧客との契約から生じ る収益	2,494,853	461,223	320,033	8,423	3,284,534	22,490	3,307,024	—	3,307,024
外部顧客への売上高	2,494,853	461,223	320,033	8,423	3,284,534	22,490	3,307,024	—	3,307,024
セグメント間の内部 売上高又は振替高	43,041	365,164	3,019	90,217	501,441	—	501,441	△501,441	—
計	2,537,894	826,387	323,052	98,640	3,785,976	22,490	3,808,466	△501,441	3,307,024
セグメント利益	47,336	17,532	16,441	2,851	84,161	8,233	92,394	△4,707	87,686

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に不動産賃貸事業であります。また、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入は重要性がないため、顧客との契約から生じる収益に含めております。

2. セグメント利益の調整額△4,707千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2024 年 11 月 21 日 至 2025 年 5 月 20 日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結 財務諸表 計上額 (注)3
	Marketing Produce	Printing	Design Research	BPO	計				
売上高									
一時点で移転される財 又はサービス	—	497,890	—	—	497,890	—	497,890	—	497,890
一定期間にわたり移転 される財又はサービス	2,428,298	—	399,637	7,608	2,835,545	22,605	2,858,150	—	2,858,150
顧客との契約から生じ る収益	2,428,298	497,890	399,637	7,608	3,333,435	22,605	3,356,041	—	3,356,041
外部顧客への売上高	2,428,298	497,890	399,637	7,608	3,333,435	22,605	3,356,041	—	3,356,041
セグメント間の内部 売上高又は振替高	66,752	333,265	2,105	91,046	493,169	—	493,169	△493,169	—
計	2,495,051	831,155	401,742	98,655	3,826,604	22,605	3,849,210	△493,169	3,356,041
セグメント利益	143,842	597	8,224	2,122	154,787	8,611	163,398	13,341	176,740

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に不動産賃貸事業であります。また、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入は重要性がないため、顧客との契約から生じる収益に含めております。

2. セグメント利益の調整額13,341千円は、主にセグメント間取引消去額及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)【セグメント情報】1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 11 月 21 日 至 2025 年 5 月 20 日)
1株当たり中間純利益 35 円 40 銭	1株当たり中間純利益 37 円 45 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 5 月 20 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 11 月 21 日 至 2025 年 5 月 20 日)
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	86,754	91,774
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	86,754	91,774
普通株式の期中平均株式数(株)	2,450,820	2,450,820

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月19日

株式会社大伸社
取締役会 御中

監査法人やまぶき
大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 西 岡 朋 晃

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高 田 雄 介

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大伸社の2024年11月21日から2025年11月20日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年11月21日から2025年5月20日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大伸社及び連結子会社の2025年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。